

よくある質問

★支援制度概要

(Q) 感染症対応に追われる医療従事者等は現状、本事業を利用することが厳しいと思うが、利用者間に不公平が生まれませんか。また、予算を早く使い切ってしまうことになり、こういった人達に裨益しなくなるのではないのでしょうか。

(A) 医療従事者やエッセンシャルワーカーの方など、新型コロナウイルス感染症の影響やその対応のために現時点において利用する時間的余裕のない方も多くおられます。この点については、事業を進めるにあたり早期に助成金を使い切ってしまうことの無いよう、時期的な配分にも気を遣いながら、可能な限り長い期間にわたり実施できるよう執行状況を管理致します。

(Q) 学生の修学旅行、宿泊研修などは対象ですか？

(A) 学生にかかる教育旅行（合宿、宿泊研修）は対象です。但し、神奈川県発、且つ県内実施対象です。

※教育旅行とは、公立・私立の区別なく神奈川県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（高等課程）が行う学校行事。

(Q) 職場の研修旅行や親睦会の旅行などは対象ですか？

(A) 対象です。ただし、利用者全て神奈川県民であることが必要です。

(Q) どのように神奈川県民であることを確認するのですか。

団体の場合は代表者が神奈川県民であればいいのでしょうか？

(A) 利用者全て神奈川県民であることが必要です。同一団体内であっても、対象となるのは神奈川県在住の方のみです。

WEBサイトでの予約時には入力していただいた住所で確認させていただきます。

旅行会社窓口での予約時には代表者の現住所が確認できる写真付きの証明書が必要になります。

電話での予約の際には、証明書をFAX頂き、確認します。

また、宿泊施設や観光施設等を利用する時は宿帳、利用者台帳などに記載していただく際に、代表者の現住所が確認できる写真付きの証明書により確認します。

【住所確認方法】

(証明書の提示) ※いずれも参加者名および住所が併記されている場合

- ・運転免許証 ・健康保険証 ・住民票 ・学生証 ・マイナンバーカード
- ・公共料金領収書（発行日から3ヶ月以内）等

なお、当日本人確認を行う場合がありますので、旅行当日必ず本人確認書類を持参ください。（確認が取れない場合、割引の対象ならない場合がございます）

(Q) 神奈川県民であることの確認について、本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）記載の住所が現住所でない場合、どのようにすればよいのでしょうか？

(A) 神奈川県民であることの確認については、運転免許証や健康保険証などで行うこととしていますがこれら書類の住所が現住所と異なる記載の場合については、本人確認を運転免許証や健康保険証等で行い、神奈川県民であることの確認を直近（3ヶ月）の公共料金（電気・ガス・水道・固定電話等）の領収証書（現住所及び氏名が記載されたもの）で確認出来れば割引を利用出来ることとします。

(Q) 旅行予約時点では、神奈川県に在住していたが、旅行当日には県外へ転居した場合は割適用対象となりますか？

(A) 対象外です。

本事業の支援金は、神奈川県民が購入し商品を利用することが対象条件ですので、あくまで利用時点で神奈川県民であることが必要です。

(Q) いつまでの商品が対象ですか？

(A) 各社予約受付時～令和3年2月28日までの利用が対象となります。

ただし、宿泊の場合は3月1日チェックアウト分を含みます。

(Q) 一人当たりの販売価格は税込みの価格ですか？

(A) 税・サービス料込みの価格です。(入湯税も含まれます。)

(Q) 既に対象期間の旅行を申し込んでいます。割引は適用されますか？

(A) 割引適用の対象外です。10月1日以降ご予約申込が成立した旅行に対して対象となります。

(Q) 大人2名と、乳児(旅行代金は0円です)1名で旅行する場合、割引の適用はどのようになりますか？

(A) 一人あたりの旅行額に対して割引を適用しますので、上記の場合大人2名の旅行代金に対してのみ割引が適用となります。

(Q) 10月7日から10月9日までの旅行に行く予定ですが、対象となりますか？

(A) 対象外となります。10月1日以降ご予約申込が成立、且つ、10月8日以降に出発する旅行が対象となります。

(Q) 予算がなくなったら事業は終了するのでしょうか？

(A) 予算が無くなり次第事業は終了となります。但し、予約時以降に補助金がなくなり、補助適用外になることはありません。

(Q) 旅行者都合によるキャンセル料は、本事業(今こそ地元かながわ再発見割)で補填されないのですか？

(A) 自己都合によるキャンセル料の補填は本事業の対象外です。

各商品を取り扱う事業者の旅行約款等による取り扱いとなります。

(Q) 感染症拡大での外出自粛要請に伴うキャンセル料の扱いはどうなりますか？

(A) キャンセル料は掛かりません。感染症拡大での外出自粛要請に伴うキャンセルについては、商品の購入者からキャンセル料を求めないこととしています。

(Q) 会員制のリゾートホテル・マンションは、旅行・宿泊代金の割引支援の対象となりますか？

(A) 旅館業法の許可を受け、かつ本事業の事業者登録が完了している施設に関しては支援の対象となります。

(Q) 一棟貸ししている宿泊の場合、例えば一棟で20,000円の場合、1人で利用する場合、2人で利用する場合、10人で利用する場合で一人当たりの単価が異なりますが、人数に関わらず割引額合計は1棟1泊に対し5,000円割引ということでしょうか？

- (A) 一棟貸ししている民宿・ペンション等、低価格帯の宿泊施設の予約に関しては、そのとおりです。
- (Q) 宿泊事業者の給付対象となる宿泊+現地素材等の組合せ商品について、ゴルフ利用やアクティビティとの組み合わせは割引支援の対象となりますか？
- (A) 対象となります。
- (Q) キャンピングカーは旅行・宿泊代金の割引支援の対象となりますか？
- (A) 対象とはなりません。
- (Q) レンタカー代・マイカー利用は旅行・宿泊代金の割引支援の対象となりますか？
- (A) レンタカー代のみ、マイカー利用の料金は対象とはなりません。ただし、「宿泊+レンタカー」のセットプランであれば支援の対象となります。
- (Q) 日帰り旅行について、横浜と横須賀地区の周遊コースに参加します。再発見エリアの割引額になりますか？
- (A) 再発見地域の割引額になります。日帰り行程上1か所でも見学・参拝・食事・買い物等が設定されている行程であれば再発見地域の割引額が適用されます。
- (Q) 2泊3日の旅行について、1泊目は横浜・鎌倉・箱根地区に宿泊し2泊目は再発見地域に宿泊しました。割引額はどのようになりますか？
- (A) 1泊目は横浜・鎌倉・箱根地区の割引額が適用され、2泊目は再発見地域の割引額が適用されます。それぞれ割引額が異なりますので、ご注意ください。
- (Q) 2泊3日の旅行について、2泊とも再発見地域に宿泊しましたが、1泊目の旅行代金は1人当たり7,000円・2泊目は1人当たり15,000円でした。割引額はどのようになりますか？
- (A) それぞれの宿泊代金に対して、割引額を算出してください
1泊目 7,000円⇒2,500円割引、 2泊目 15,000円⇒7,500円割引 2泊合計10,000円の割引が適用されます。
- (Q) 事前に予約した宿泊代金のほか、宿泊施設の滞在時に酒類等を購入しチェックアウト時に支払いを行った場合の酒類の代金等、宿泊施設での滞在時に追加で支払いを行ったものも割引の対象となるのでしょうか。
- (A) 事前に予約を行っていたもののみが支援の対象となります。例えば、朝食付宿泊プランとして申込を行っていた場合は朝食代金も販売価格にふくまれますが、宿泊施設滞中に追加で注文した商品・サービスについては支援の対象外となります。
- (Q) 事前に旅行会社で予約したツアーに加えて、現地で自ら食事代を支払ったり、フリー時間に観光施設を訪れて入場料を支払った場合には、これらの食事代・観光施設入場料はいずれも旅行・宿泊代金割引の対象になるのでしょうか？
- (A) 事前に旅行会社で予約・支払いをしたツアー代金部分のみが支援対象となります。食事代・観光施設入場料は、ツアー代金に含まれていれば対象ですが、現地で別途支払ったものは対象外となります。

(Q) 宿泊施設のデユース利用は、旅行・宿泊代金割引対象となりますか？

(A) 宿泊施設の利用開始と利用終了が同日ですので、宿泊の割引の対象とはなりません。割引が適用される日帰り商品が販売される場合があります。

(Q) 旅行・宿泊代金を各種ポイントで支払った場合は、どのように割引額を計算しますか？

(A) 代金を各種ポイントで支払った場合も支援の対象となります。割引額は、元々の旅行・宿泊代金を元とします。

【例】再発見地域に1泊宿泊し、10,000円の宿泊代金の内5,000円をポイントで支払う場合でも割引額は5,000円となります。

(Q) ポイントや航空マイル付の宿泊プランは割引の対象となりますか？

(A) 宿泊施設が自らポイントやマイルの設定を行うものについては支援の対象外となります。

※いったん価格を引き上げた上でポイントや航空マイルを多く付与することにより、国の支援額を不当に多く引き出す詐欺的行為が想定されるためです。

(Q) 利用したい宿泊施設が対象となっているかどのように確認できますか？

(A) 地元かながわ再発見（かながわ県民割）特設サイト内に対象業者一覧を掲載していますので、ご確認ください。

(Q) 今後、宿泊施設が追加される可能性はありますか？

(A) ございます。最新の情報を**地元かながわ再発見（かながわ県民割）特設**サイト内でご確認の上、各事業者へお申し込みください。

(Q) 宿泊施設や体験プログラムはどのように選出されているのですか？

(A) 各種の新型コロナウイルス感染防止ガイドラインに沿った施設を、旅行事業者やOTAが選定しています。

★感染症拡大に対するリスクマネジメント

(Q) 事業は中止されることがありますか？

(A) 感染症の感染拡大や不可抗力等が発生した場合など、状況によっては事業を中止または停止する場合があります。緊急事態宣言等に基づき、神奈川県が外出自粛の要請を行った際には、直ちに事業を中止します。

(Q) 感染症拡大での外出自粛要請に伴うキャンセル料の扱いはどうなりますか？

(A) 感染症拡大での外出自粛要請に伴うキャンセルについては、商品の購入者からキャンセル料を求めないこととしています。

利用者のキャンセル料については、取消に伴う真に必要な経費を、支援金予算の範囲内でお支払をさせていただきます。

(Q) 利用予定施設で感染症拡大がみられ業務停止となった場合、本事業（今こそ地元かながわ再発見割）で補填されないのでですか？

(A) この支援事業は商品造成・割引に対して行うものです。

業務停止にかかる経費は補てん致しません。ただし、緊急事態宣言等に基づき、神奈川県が外出自粛の要請を行った際のこの事業の中止に係る利用者のキャンセル料については、取消に伴う真に必要な経費を支援金予算の範囲内でお支払をいさせていただきます。

(Q) 旅行者に発熱や感冒症状などがあり、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合、どのように対処したらよいでしょうか。

(A) 本人の同意を得た上で、最寄りの保健所や「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、マニュアルに記載のある指示に従って速やかに、事業者担当事務局へご連絡ください。

なお、当該宿泊客を検査施設まで送迎することはありませんので、宿泊客ご自身で感染拡大を招かない交通手段を手配頂くようご案内ください。

★事業に関して

(Q) この割引（支援）は、どこから捻出しているものになりますか？

(A) 内閣府の地方創生臨時交付金です。

(Q) 飲食店の割引ですか？ 又は ありますか？

別事業です。

国の別事業で GoTo EAT という事業がございます。そちらが飲食店支援事業です。

(Q) 公費出張等は割引の対象となりますか？

(A) 対象となりません。

2020年9月15日時点